

第 1 節 年金制度の現状

社会保障制度全体からみた社会保険制度および年金制度の位置付けを確認し、年金制度は今後どのような方向に進んでゆくのか、また、公的年金と私的年金の違い等についてもみていきましょう。

1 社会保障制度とは

社会保障制度とは、「社会保険」「社会福祉」「公的扶助」「保健医療・公衆衛生」からなり、私たちの生活を守るセーフティーネットになっています。

2-1 社会保障制度の内容

社会保険	病気、ケガ、出産、 老齢、障害、死亡 、失業等、生活に困難をもたらす場面において、生活の安定を図るための強制加入の保険制度
社会福祉	高齢者、障害者、母子家庭等が安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度
公的扶助	生活に困窮した場合、最低限度の生活を保障し自立を助けようとする制度(生活保護)
保健医療 公衆衛生	健康に生活できるようにするための予防、衛生のための制度(医療サービス、保健事業、母子保健、食品や医療品の安全性を確保する公衆衛生等)

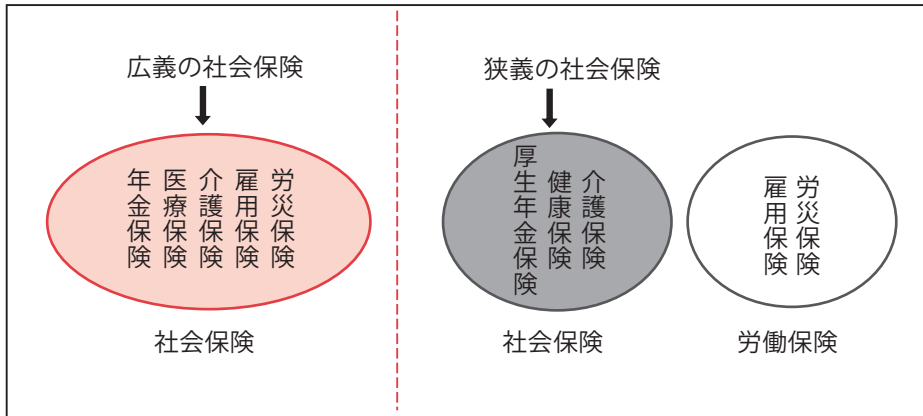
出 所：厚生労働省の資料をもとに著者作成

2 広義の社会保険と狭義の社会保険

社会保険とは、社会保障制度の1つであり、財源を**社会保険方式**で賄う公的な保険制度のことです。社会保険という言葉には、“**広義の社会保険**”と“**狭義の社会保険**”の2通りの使われ方があります。

- ①**広義の社会保険**：年金保険・医療保険・介護保険・雇用保険・労災保険
- ②**狭義の社会保険**：厚生年金保険・健康保険・介護保険

2-2 広義の社会保険と狭義の社会保険



出 所：著者作成

たとえば、税金を算出するときに所得から控除する社会保険料控除は、図表 2-2 のような“広義の社会保険”としての意味で使用されています。また、“狭義の社会保険”を使用する場面としては、たとえば、会社において各種保険の保険料を算出する場合、雇用保険および労災保険をセットにし、厚生年金保険、健康保険および介護保険をセットにして区分するので、“雇用保険・労災保険”を「労働保険」と表現し、“厚生年金保険・健康保険・介護保険”を「社会保険」と表現します。このようなときの“厚生年金保険・健康保険・介護保険”を“狭義の社会保険”といいます。

社会保険方式

社会保障制度において、加入している者から徴収した保険料を財源としているものを社会保険方式（年金・医療・介護等）といい、財源が税金であるものを税方式（生活保護等）という。

社会保険方式に分類されているものであっても、財源の一部に税金が含まれているものもある（老齢基礎年金等）。

3 社会保険制度の適用区分

職業別に区分されている社会保険制度の適用については、図表 2-3 のとおりです。

通常、民間企業の勤務者は「厚生年金保険+健康保険」が適用されますが、**国民健康保険組合**に加入している場合、例外的に「厚生年金保険+国民健康保険」となっている

こともあります。

2-3 社会保険制度の適用区分

社会保険 (広義)	自営業者 や学生等	国民年金 … (年金保険) 国民健康保険(民間企業の勤務者の被扶養者や公務員等の被扶養者には適用しない) … (医療保険)
	民間企業 の勤務者	国民年金 … (年金保険) 厚生年金保険 … (年金保険) 健康保険(被扶養者も適用) … (医療保険) 船員保険 … (医療保険) 労働者災害補償保険 … (労災保険) 雇用保険 … (雇用保険)
	公務員等	国民年金 … (年金保険) 厚生年金保険 … (年金保険) 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度の短期給付(被扶養者も適用) … (医療保険)
	全 国 民	後期高齢者医療制度(75歳以上) … (医療保険) 介護保険(40歳以上) … (介護保険)

※ 太字は、年金制度

出 所：著者作成

国民健康保険組合

一般的な国民健康保険は市町村（特別区を含む）が事業を行っているが、国民健康保険組合は、同種の事業または業務に従事する者で組織された地域ごとの組合が、国民健康保険の事業を行う。「医師」「歯科医師」「税理士」「建設」等の国民健康保険組合がある。通常は個人事業主等しか加入できないが、国民健康保険組合に加入している個人事業主等が法人になるようなケースでは、法人となってもそのまま国民健康保険組合に加入し続けることができる場合がある。法人は厚生年金保険への加入が強制なので、「厚生年金保険+国民健康保険」となる。「厚生年金保険+健康保険」しかないと思えないように注意が必要である。

4 社会保障制度における公的年金の位置付け

私たちの生活を守るセーフティーネットである社会保障制度のうち、社会保険方式で運営されているものは、先にみてきた「年金保険」「医療保険」「介護保険」「雇用保険」「労災保険」があります。このなかで、国民年金および厚生年金保険に関する制度を公的年金制度といい、公的年金制度から給付される年金を公的年金といいます。

公的年金制度では、「老齢」「障害」「死亡（遺族）」に関する給付を行います。

5 わが国の公的年金制度の種類

現在のわが国の公的年金制度は、次の2つの制度からなります。

(1) 国民年金

国民年金法に基づき、全国民共通の**基礎年金**等を支給します。

(2) 厚生年金保険

厚生年金保険法等に基づき、会社員（船員を含む）や**公務員等**に対し基礎年金の上乗せとして報酬比例等の年金を支給します。

公的年金制度を家に見立て、国民年金から支給される年金を1階部分、厚生年金保険から支給される年金を2階部分と呼ぶことがあります（図表 2-4）。

公務員等

以前の公的年金制度には、公務員や私立学校教職員が加入する共済組合等が給付する共済年金というものがあつたが、被用者年金の一元化により平成27（2015）年10月に厚生年金保険に統合された。公務員や私立学校教職員が加入する制度は厚生年金保険となり、受給する年金も厚生年金保険となった。ただし、一元化前から共済年金を受給している者は、現在もそのまま共済年金として受給している。

なお、共済年金は厚生年金保険に統合されたが、年金の決定や支払いについては、従来どおり次の共済組合等が行っている。

(1) 国家公務員共済組合

国家公務員共済組合法に基づき、国家公務員および独立行政法人の職員に対し、基礎年金の上乗せとして、報酬比例等の年金を支給する。

(2) 地方公務員共済組合

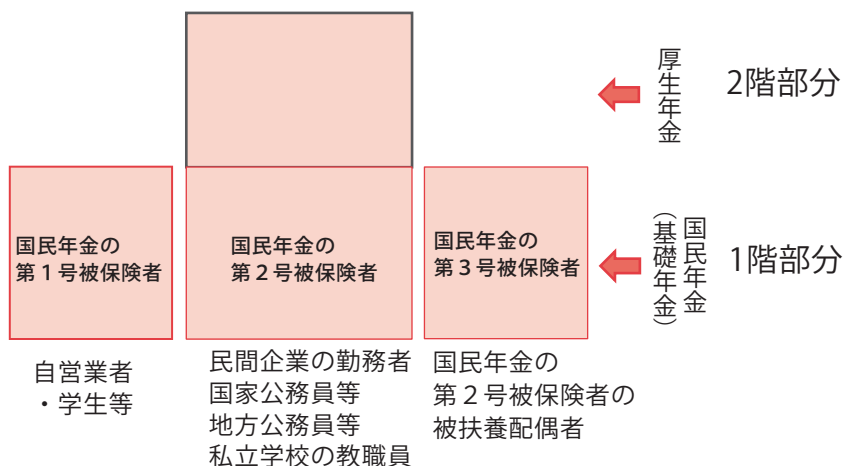
地方公務員等共済組合法に基づき、地方公務員等に対し、基礎年金の上乗せとして、報酬比例等の年金を支給する。なお、法律に「等」の文字があるのは、この法律で地方公務員（「都道府県職員」「市町村職員」「公立学校職員」「都道府県警察職員」）のほか、地方議会議員と地方団体関係団体職員（非公務員）の制度についても定めているためである。

(3) 日本私立学校振興・共済事業団

私立学校教職員共済法に基づき、私立学校教職員に対し、基礎年金の上乗せとし

て、報酬比例等の年金を支給する。

2-4 公的年金制度のイメージ図



出 所：著者作成

自営業者・学生等、および民間企業の勤務者等の**被扶養配偶者**（国民年金の第2号被保険者の被扶養配偶者）は、国民年金に加入しているため国民年金（基礎年金）が支給されます。

また、国民年金は全国民共通の年金ですから、民間企業の勤務者等の**厚生年金保険の被保険者も、原則として同時に国民年金に加入しており**、国民年金（基礎年金）と厚生年金が支給されます。

被扶養配偶者

「被」という文字には「～される」といった意味がある。つまり、被扶養配偶者とは、“扶養されている配偶者”ということである。また、「被用者年金」も同様に、“用いられている（使用・雇用されている）者の年金”ということなので、厚生年金保険や共済年金のことを指している。

国民年金の第2号被保険者の被扶養配偶者は、国民年金のみに加入している。自分が厚生年金保険に加入しているため、被扶養配偶者も同様に厚生年金保険に加入していると勘違いしている人が時々いるので注意が必要である。

6 公的年金の今後の見通し

わが国では、今後少子高齢化が進み現役世代と年金受給者世代の人口バランスが悪化することが予想されています。このままの水準で年金を支給し続けると、年金財政が悪化してしまうため、現在は「マクロ経済スライド」という制度（物価や賃金の上昇ほど年金額を増やさない制度）が実施されています（本テキスト第5章第1節参照）。

従来、公的年金の年金額は物価や賃金が上下すれば、それに合わせて増減していたため、実質的な価値は維持されていました。しかし、このマクロ経済スライドという制度が実施されると、実質的な価値は維持されなくなり、将来の年金額の価値は減少します。

公的年金制度の老齢給付が、老後の生活を支える柱であることは変わりません。しかし、実質的な価値が減少していくと、公的年金だけでは“ゆとりある老後”の実現が難しくなってしまいます。その対策として、貯蓄で備えるのも1つの手段ですが、その他に“私的年金”で備えるという手段もあります。

マクロ経済スライド

マクロ経済スライドとは、年金額の実質的な価値を減少させる制度である。年金の「金額」が増えたとしても物価や賃金に対して「価値」が減るため、実質的には減額されているに等しい。インフレによって年金額が増え続けたとしても「価値」としては減少し続けることになる。年金の「金額」は増えるため「価値」が減少していることに気がつきにくく、いつの間にか公的年金だけでは生活が苦しいという状況になりかねない。公的年金制度はこのような方向性で進んでいるということを理解しておく必要がある。

7 公的年金と私的年金の違い

公的年金が老後の生活を支える柱ではありますが、公的年金だけでは老後の生活が不安だという場合、公的年金以外の方法でも備えておく必要があります。ここでは、その対策の1つとして、私的年金をみてみましょう。

2-6 公的年金と私的年金の違い

	公的年金(老齢)	私的年金
受給する年金	老齢基礎年金 老齢厚生年金	企業年金・個人年金等
目的	老後の所得保障の柱 (最低限の保障)	ゆとりある老後のため
加入	原則として強制加入	原則として任意加入
支給期間	終身年金	5年間、10年間等、支給期間が決まっているものも多いが、終身年金のものもある
種類	確定給付型	確定給付型 確定拠出型(自己責任)

出 所：著者作成

私的年金は、原則として強制加入である公的年金とは異なり、個人もしくは企業等が任意に加入するものです。企業年金は、企業が実施するかどうかは企業の任意ですが、企業が企業年金を実施していれば、通常、従業員は強制的に加入となりますから、従業員個人としては「公的年金+企業年金」をベースとして、不足を個人年金等の自助努力で準備するということとなります。

年金を大きく分類すると、「確定給付型(DB)」と「確定拠出型(DC)」の2種類に分けられます。確定給付型の年金は、受給できる“年金額”が確定している、もしくは、受給できる“年金額の計算方法”が確定しているものです。また、確定拠出型の年金は、加入者が拠出する“掛金”が確定していて、受給できる年金額は運用結果によって変わるというものです。**公的年金は確定給付型の年金**です。

2-7 確定給付型(DB)と確定拠出型(DC)の特徴等

	確定給付型(DB)	確定拠出型(DC)
特徴	「年金額」が確定しているまたは「年金額の計算方法」が確定している	加入者が拠出する「掛金」は確定しているが受給できる年金額は運用結果による
主なもの	公的年金 確定給付企業年金 国民年金基金 厚生年金基金	個人型確定拠出年金 企業型確定拠出年金

出 所：著者作成

私的年金には、次のようなものがあり、掛金が所得控除になるといったような税金面で有利になる制度が多くあります。

- ①個人型確定拠出年金（iDeCo、読みは「イデコ」）
- ②企業型確定拠出年金
- ③確定給付企業年金
- ④国民年金基金
- ⑤厚生年金基金
- ⑥民間の保険会社等が販売している個人年金保険

ゆとりある老後のために、このような私的年金の活用も手段の1つとして有効だと考えます。ただし、確定拠出型の年金は、その運用を加入者自身が行い、その結果も加入者自身が負うという自己責任の年金なので、利用する場合は制度をしっかりと理解し、金融リテラシーを高めておく必要があります。

図表 2-8 は、個人型・企業型確定拠出年金の加入者数の推移です。年々加入者数は増加していますが、平成 29（2017）年 1 月に個人型確定拠出年金の加入対象者の範囲が拡大してから急増しています。それまでは自営業者や企業年金のない会社員等に限定されていたものが、「国民年金の第 3 号被保険者」「企業年金のある会社員」「公務員」等も加入が可能となりました。

2-8 確定拠出年金制度加入者数の推移（各年度末時点）

年 度	個人型年金(人)	企業型年金(人)
平成 13(2001)	443	88 千
平成 21(2009)	112,063	3,404 千
平成 22(2010)	124,906	3,713 千
平成 23(2011)	138,575	4,218 千
平成 24(2012)	158,209	4,394 千
平成 25(2013)	183,543	4,642 千
平成 26(2014)	212,944	5,052 千
平成 27(2015)	257,579	5,482 千
平成 28(2016)	430,929	5,914 千
平成 29(2017)	853,723	6,481 千
平成 30(2018)	1,210,037	6,878 千
令和 元(2019)	1,562,814	7,231 千
令和 2(2020)	1,939,044	7,469 千

出 所：国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の制度の概要」（令和 3（2021）年 3 月末現在）

8 年金制度別加入者数および公的年金の受給権者数

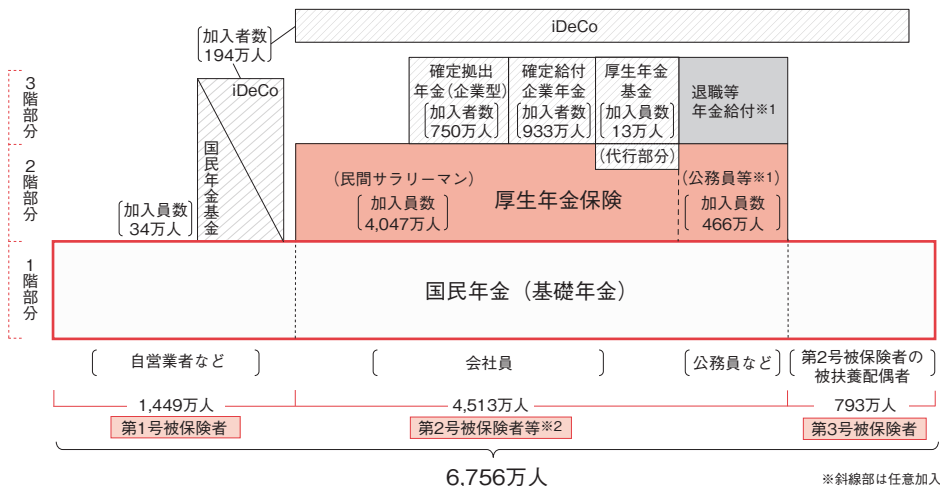
令和2（2020）年度末時点における公的年金および主な私的年金の制度別加入者数は、図表 2-9 のようになっています。

近年の傾向としては、公的年金加入者のうち国民年金の第1号・第3号被保険者の人数は減少傾向にあり、第2号被保険者等の人数は増加傾向にあります。また、公的年金加入者全体の人数としては、増加傾向になっています。

民間サラリーマン（民間会社に勤務している厚生年金保険の被保険者）のうち短時間労働者の被保険者数は、男子14万人、女子39万人となっており、男女とも前年度末より増加しています。

公的年金加入者は6,756万人となっています。令和2（2020）年度末時点における公的年金の実受給権者数は4,051万人ですので、「現役世代である公的年金加入者6,756万人が年金受給世代4,051万人を支えている」というのが現在の状況です。

2-9 公的年金および主な私的年金の制度別加入者数（令和2（2020）年度末時点）



- ※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27（2015）年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金保険に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27（2015）年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27（2015）年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給
- ※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）

出 所：厚生労働省「令和2年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」、国民年金基金連合会ホームページ「現存加入員数の状況」、企業年金連合会「企業年金の現況」、企業年金連合会「確定拠出年金統計資料（2021年3月末）」をもとに著者作成